

一般社団法人岩手県薬剤師会会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第3項及び第4項の規定に基づき、正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員の会費及び負担金等（以下、「会費等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。（会費の種別）

第2条 会費の種別は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とする。

2 名誉会員は会費を徴収しないものとする。

3 本会は第1項の会費のほか、必要な負担金を会員から徴収することができる。

(会費等の額)

第3条 定款第8条第3項に規定する会費の額は、事業年度毎に総会の決議を経て定める。

2 定款第8条第3項に規定する負担金の額は、必要に応じ総会の決議を経て定める。

(納期及び徴収)

第4条 会費等は、本会会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

(入会の時期による会費)

第5条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日から3月31日までに入会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とする。

(退会の時期による会費)

第6条 会計年度の4月1日から9月30日までに退会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とし、10月1日から3月31日までに退会した会員の会費は、その年度の全額とする。

(督 促)

第7条 会費等が本会会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 督促通知に付した納付期限を1年以上超えても会費が納付されない場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 6 月 23 日から改正施行する。

平成 28 年 3 月 27 日一部改正 同年 4 月 1 日施行